

文化摩擦の場としての山東牛取引

— 戦前日中間の経済制度の相違を中心に —

四方田 雅 史

はじめに

本論文は、青島牛、山東牛にまつわる取引慣行の改革を事例にして、そこから垣間見える日本と中国の品質観・制度観の違いを浮き彫りにすることを目的とする。青島牛、もしくは山東牛と呼ばれた牛肉は、両大戦間期に山東省の青島港から主に日本へと輸出され、美味と評判の牛肉であった。この牛肉は特に日本にとって重要な食糧であり、それに関する史料が日本側に多く残されている。日本の領事館がその取引制度を改革しようとした事例から、その背景にある日本と中国の政策・制度の違いを浮き彫りにすることができると思われる。

青島牛に関する研究は、数が多いわけではないが、いくつか存在している。日本国内で肉食文化が普及する中で、後述するように、日本人の嗜好にあった牛肉を生産できる中国、そのなかでも特に山東省は重要な輸元になっていった。それに関しては、大きく3つの関心から研究されてきたとまとめられよう。第一は日本の食肉需要からの関心による研究である。たとえば野間論文は、日本の食糧事情、とりわけ牛肉需要の高まりから、牛肉の供給元としての青島に焦点を当てている¹。第二の視点は、青島の経済発展史という文脈から、さまざまに発展した諸産業の1つとして牛肉およびその産業を扱った研究である。たとえば庄、森、欒、ダウワーの研究が挙げられる²。これらは青島、もしくは広く山東半島の経済発展を語る上で牛肉輸出を扱ったものである。最後に、ドイツ、もしくは日本の青

島統治政策と牛肉輸出との関係に焦点を当てたものである。その研究としては、ドイツ統治時代については浅田の、1914～22年の日本統治時代については河端の研究が挙げられる³。牛肉の輸出先が、ロシア・フィリピンなどに分散していた状況から、日本へと集中していく状況に変わっていくのは、日本の青島占領（1914年）以降であり、青島をめぐる国際政治状況が影響を及ぼしていると言える。もちろん、このような文脈からの研究がそれぞれ重要な史実発見を含むことは論を俟たない。しかし、他方で、帝国主義の時代とはいえ、その結果として深化した経済交流の中で日本と中国の取引慣行・経済観の摩擦がいかに捉えられたかという分析視角があってもよからう。

本稿では、特に成功をおさめたとは言い難い青島における牛肉取引制度の改革を取り上げて、上記の課題に接近してみたい。通常、成功した事例のほうが論文で取り上げられるが、当初の成果を挙げられなかった事例だからこそ、そこで顕在化した文化摩擦のあり様を浮き彫りにできるという意義がある。すなわち、“上からの”政策に対する現地側の対応と、その背景にある経済観念の違いを明らかにすることを目的とする⁴。一般に経済発展を考える際、短期的に実行可能な「政策」と長期的に変更が難しい「制度」とを分けて論ずることが多い。ただし、この2つはきれいに分けられるわけではなく、「政策」の背景には、その当事者が前提とみなしている「制度」に対する見解が見え隠れすることもある。そこで、外務省外交史料館など（アジア歴史資料センター JACAR）に所蔵されている青島牛肉取引の改革に関する史料を用いて、日本国内の食肉の生産・流通の仕組みとも比較しながら、そこで起きた文化摩擦の背景を見ていくことにしたい。

1. 日本市場、および世界市場における山東牛の位置

先に紹介した研究によれば、山東牛が日本の食肉市場で重要な地位を占めていた。まず食肉を取り巻く環境に言及しておきたい。日本でも西日本

を中心に牛肉を食べる文化が根付いていた。現在日本では黒毛和種に代表される霜降り牛肉を好む傾向があることは周知のとおりである。戦前にもそのような嗜好があったことは以下の記述からも窺える。

「ロースの中には別に霜降りと呼ばれてゐる最上肉の一種があります。牛肉屋では普通これを一番とよび普通ロースを二番と云つてをります⁵⁾

このように日本の畜産が「すき焼き肉として最上のものを生産」する傾向は、明治以降のことであつた⁶⁾。それに対し、たとえば欧州やオーストラリアでは、現在でも脂肪の少ない肉が好まれる傾向にある。このように世界の牛肉の嗜好は大まかに2つに区分される。そのように二分される背景の1つとして、牛と牛肉が農耕・牧畜・消費の中で置かれていた位置の違いが挙げられる。そのような嗜好が日本で定着した背景には、さまざまな要因が考えられるが、牛肉の生産に限れば、以下に示すように、日本、もしくは東アジア特有の牛の飼養形態があつた。

日本では、高度成長まで役牛が一般的であつた。牛乳・乳製品をあまり消費しなかつた日本を含む東アジアでは、酪農と結びついた畜産は普及せず、逆に農作業の労力として牛が飼養されていたのである。第二次大戦後、農業機械の導入により牛の飼養は畜産のみを目的とするように変化していったものの、牛を農作業用に飼養し、それが終わると屠畜し食肉として販売する形態は、日本のみならず、東アジア一帯に分布していたと言つてよい。その結果、そこで与えられる飼料は、農業で生じた副産物である麦稈や甘藷蔓、大豆かすなどが中心であつた。中国でも同様であつたことを示すために、以下を引用しよう。

「畜牛は麦稈を以て依存する粗飼料の最大部分となすが故に、麦類栽培の多寡と、畜牛頭数の濃度は略々正比例するものである⁷⁾。」

「畜牛を飼養する農家は、自ら土地を耕作し、而も其の飼料は自己の生産

物により自給し得る程度の耕作地積を有するを普通とし、飼料を他より購入してこれを飼養するが如きは極めて特例である。…（中略）…養牛は単なる副業にあらずして、一方には畜役と肥料資源を得、他方には生産物殊に其の茎葉類の利用価値を高めるにありて、農耕と養牛は密接不離の關係を持つものであることを知る⁸。」

このように、中国（少なくとも青島港に牛を運んできていた山東省・河南省など）でも、日本と似た畜産と農耕の相互關係があったことが窺える。その結果、青島牛、もしくは山東牛とその牛肉は、日本人に好まれる属性を持つようになった。

「青島出廻牛の大部分は山東省内に於て農家に依りて使役中比較的濃厚飼料に依りて肥育されたるものにして相当肥満せるもの多く従て山東牛肉は普通何れも脂肪の沈積佳良にして筋肉間に於ける脂肪の分布良好且つ脂肪白色にして日本の鋤焼用として嗜好する所謂大理石状を呈し商品として外觀頗る美麗⁹（である：引用者）」

以上は、輸出元の山東省周辺にも日本と似た「農耕＝畜産複合システム」があった。それが日本人の嗜好にも適した牛肉を生産していたことを物語る。もちろん、中国は広大であるため、山東省や「南満洲」といった農耕地帯と内モンゴルなどの騎馬民族地帯とは異なっていた。「南満洲」では、コーリャン酒を蒸溜する際にできる酒糟を濃厚飼料として与え肥育するため、山東牛と似た飼養形態であったようである¹⁰。それに対して、後者の地帯であるモンゴルでは、以下の特徴があったことは付記しておこう。

「滿蒙ノ牛肉アリト雖モ放牧ニヨリ雜草ノミニテ育成セル為メ品質粗悪ニシテ缶詰材料程度ノモノナリ昨今各方面ニテ滿蒙牛ノ飼ヒ直シヲ計画セラレツアルモ滿蒙牛ハ全々^{ママ}其ノ種類ヲ異ニシ奥地ヨリハ多ク老齡牛ヲ牽

キ出シ年若キ牛少キ為メ飼ヒ直スモ肉質改善シ得ルモノ僅少ナリ¹¹」

「蒙古牛は食用を主とし草原に於て放飼するも、満洲牛は役畜であつて飼養法は舎飼である。飼料も異にする。…（中略）…蒙古牛は満洲牛と共に脂肪黄白色、筋間脂肪の分布状況良佳ならざる欠点あるも、此の欠点は肥盈の際の飼料及飼育法の改善に依りて改良し得る¹²」

これは、牧場で草を食ませて育てる形態であり、西欧・豪州にもみられるものである。現在使われている語で言えば、グラス・フェッド (grass-fed) と呼ばれる飼養形態に近いと言える。また、「筋間脂肪」とは、赤身の筋肉中に混ざった脂肪のことであり、「霜降り」と同義である。草原で牧草を食んで育つ牛は脂肪交雑が少ないことが一般に言われている。このような肥育方法は20世紀初頭に欧州では支配的であり、米国などとはすでに異なっていた。たとえば「今仏国の肥育法を亜米利加の其れと比較するに、穀物飼料は甚だ軽量である（亜米利加で用ふるより半量より少い）が、粗飼料の量は約二倍である、又日々の動物の肥育する速度は、最良の亜米利加の畜牛家の成績に比すれば約三分二程である¹³」とある。このように、フランスではかなり粗放的な飼養形態がとられ、東アジアに引きつけられればモンゴルに近いと言える。それに対し、濃厚飼料などを与える東アジア型の飼養法だと霜降りが多くなる。このような東アジア的な「農耕＝畜産複合システム」の共通性が、東アジア共通の牛肉市場の条件として重要であったのである。

このような嗜好は、日本のみならず、山東牛のももとの輸出先であった極東ロシアにも広がっていた。その主要港であるウラジオストク港の生牛・牛肉輸入に関する記述を引用しよう。

「爾来山東牛ハ他地方産ニ比シ肉質良好ニシテ比較的価格低廉ナルヨリ独り浦塩輸入益々旺盛トナリ近時殆ント独占ノ地位ヲ獲得シ…（中略）…元来山東牛ハ去勢牛ニシテ肉質ノ点ニ於テ浦塩輸入牛ノ首位ニ居リ従フテ上等品タル価格ヲ保チ¹⁴…」

もちろん、このような共通性は、日本向けに牛肉が輸出されるための必要条件ではあっても、十分条件ではないことは強調しておこう。たとえば満洲の畜産は、先の引用のように、東アジア的「農耕＝畜産複合システム」としての共通性を備えてはいたが、当初は山東牛のように日本の需要を拡大し得なかった。山東牛でも当初はロシア向けでは「塩蔵肉（塩漬肉）」としていたが、結局冷凍肉として評価されるに至った¹⁵。前者については、「満蒙牛の食肉価値の劣等なる為缶詰にする位に限られたる結果と安全に且大量を輸送すべき設備の不備なる結果¹⁶」であるとみなされていた。また他の輸出入については「朝鮮肉ハ供給力ニ限度アリ満蒙肉ハ肉価ニ於テ甚シキ遜色アリ濠洲及「カナダ」肉ハ其ノ輸送距離ニ於テ頗ル不利ナル地位ニアリ¹⁷」と記されている。つまり、その可能性を実現するには「農耕＝畜産複合システム」の共通性に支えられた類似の嗜好や需要だけでは不十分であり、それにまつわる設備や制度（たとえば冷蔵庫、近代的な屠畜場、組合など）が貿易拡大に不可欠なことも示している。現に青島では衛生的な屠畜場（青島屠獣場、写真1）や冷凍・冷蔵庫などをドイツ、そして第一次大戦中、大戦後は日本が整備することによって、日本人の嗜好に合った牛肉を輸出する体制を整えていった。その点は、時期は遅れるものの、「満洲」でも同様の経過をたどったのである。

以上のように、山東牛は日本市場で受け入れられる素地があったことは事実であろう。それも相俟って、以下に述べるように、総領事が牛・牛肉の取引制度改革に乗り出した一因となっていたとも言えよう。



写真1 当時のドイツ風の青島屠畜場
出典『青島名所写真帖』青島みやげ館、1926年より。

2. 貿易統計からの概観

青島の牛肉が日本経済に占める位置を貿易統計から概観しよう。日本の牛肉需要に占める輸入牛肉の比率は2割程度であった¹⁸。そのうち、どの

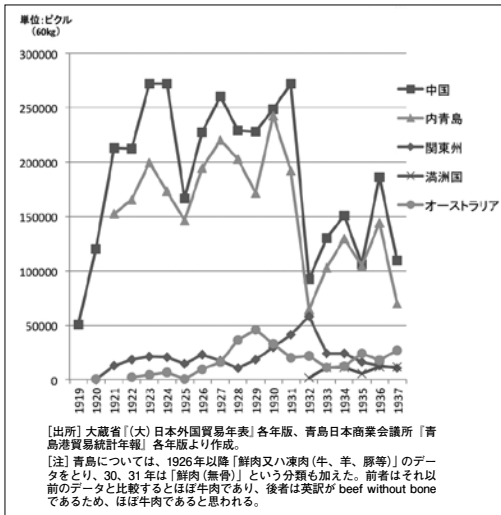


図1 日本の牛肉輸入量、および青島からの牛肉輸出货量

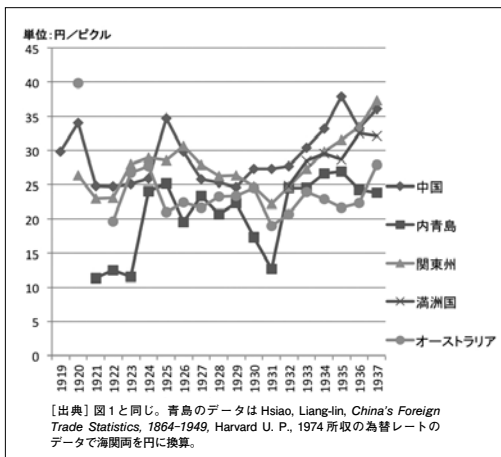


図2 日本へ輸入された牛肉の単価

程度が青島からのものであったか、日本側と青島側双方の貿易統計を使って、1920～30年代の変化をみてみよう。それを示したのが図1である。同図によると、日本が輸入した牛肉のうち、もっとも多いのが中国であり(実は、当時外国とはみなされない朝鮮からの生牛移入もあった)、1920年代にはそのうち青島港から輸入された牛肉が日本向け輸出においてかなりの比率を示していたことが分かる。しかし、その趨勢を見ると、1930年をピークに、青島からの牛肉の量は減少傾向に転じ、世界恐慌、特に日本の金輸出再禁止で円安、そして銀高が進行した1932年に急減したこ

とを物語っている。逆に1920年代後半以降、徐々に輸入を拡大させていたのは関東州であったことから、青島と関東州は競合関係にあったことも窺える。1920、30年代には一貫して日本からの輸入は中国から、特に青島からの輸入が主であったが、時期によっては関東州、「満洲国」、およびオーストラリアなどからの輸入も増減をしていたのである。

次に、輸出額を輸出量で割って、日本に輸入された牛肉の相手国別単価を計算してみた。その結果が図2である。1920年代初頭における青島からの牛肉の単価は、それが大部分を占めたはずの中国からの牛肉の単価より、明らかに安すぎるようにみえる。この図では、青島側は、もとの海関両建てデータを日本円に換算しているが、その為替レートが実勢を反映していなかったのかもしれない。図1の輸出量では、中国全体とくらべ青島のそれはそれほど不自然でないため、為替か価額いずれかに問題があったことが推察される。

比較対象としてオーストラリアも挙げたが、先の不可解な青島の単価を除けば、(ほとんどが青島からの輸入である)中国、関東州、「満洲国」から輸入された牛肉の単価はほぼ同水準で推移していたことが分かる。このことから、牛肉の質は比較的均質であったと言える。逆に、オーストラリアは1925年以降中国などより割安の牛肉を輸出していた。先述したような品質の違いを反映し、かつ長い輸送距離という問題もあったため、中国産およびその周辺産とオーストラリア産とでは質が異なるものとして市場で認識されていたことが窺われる。他方で、高価であることが質が高いとみなされたかについては留保が必要であろう。なぜなら、後述するように、青島における取引制度の改善は遅々として進まず、費用の高さが問題視されているからである。他方で、関東州・「満洲国」はそうした課題が少なかったために、品質の高さを裏付けているかもしれない。ほかにも為替相場(中国の場合は銀価の変動)などの影響を受けているとも言える。

以上のように、中国産の多くは同じ「農耕＝畜産複合システム」で飼養された点で、日本での牛肉需要に合致していたことは、量・価額のデータ

からも示唆される。そのため、日本人にとっては食糧問題解決のために重要視されたことは以上のような背景があったと言える。

3. 牛肉の取引慣行の変化からみる日本と中国の違い

中国ではいかに牛肉が取引されていたのであろうか。結論を先取りすれば、仲介者の連鎖の中で取引されていたと言ってよい。地方の牛市では「経記」と呼ばれる仲介業者であり、輸出港では「買弁」と呼ばれる仲介業者であった。農村で使役されていた牛が青島港まで売られてくる流通経路としては、

生牛飼養者—牛販子又は経記（牛棧）、買弁雇用買出人—買弁—生牛輸出業者¹⁹

となっていたという。経記・買弁など段階ごとに名称は異なるが、彼らが売手と買手の間を仲介することによって農家から取引店まで繋がっていたことがわかる。たとえば、地方の牛市（小規模なものは「集」、大規模なものは「会」と呼ばれていた）では、宿泊業（客棧）も兼ねた経記が請負の形でその仲介料をとっていたようである²⁰。また、それが集められる済南・青島の取引慣行も、名称が異なるものの、似たようなものがあった。牛の集散地であった済南では、以下のような状況にあった。

「買入ニ際シテハ仲買人ト商店間ニ保証人ヲ立テ契約書ヲ交換セサルヘカラス²¹」

「済南ニ於ケル畜牛市場トハ済南商埠地ノ西端南大木鬼樹街ニアル約三十軒内外ノ牛棧ヲ指スモノニシテ之等ノ牛棧ハ牛棧組合ヲ組織シ各牛棧ハ随意ニ客ヲ求メテ畜牛売買ノ仲介ヲナスト共ニ売手タル牛販子ノ宿泊（主トシテ無料）ヲ兼営ス²²。」

これらの史料は時代が異なっているが、売手と買手の間に保証人や経記・買弁を挟むことによって、取引を円滑にしていたことが分かる。しかも、このような中国内陸の取引制度は、第一次大戦を契機に主な輸出先がロシア・フィリピンなどから日本へ変化していく中でも変化していないのである。青島でウラジオストク向け、マニラ向けに牛肉輸出に従事していたロシア商人・アメリカ商人は、それぞれ買弁を雇用し、牛流通の中継基地である済南まで彼らを派遣し牛を購入させていた²³。先の経記であれ、買弁であれ、こうした仲介を挟むことで流通を円滑化しようとした点で、先に述べた流通経路と親和性がある。

済南市場では、牛の秤量において紛議が生じていたため、買弁を通じた流通が構築されていた。買弁と取引商との間に手交された契約証の中に「二十四時間以上買主指定の繋留場内に於て絶食せしめて後秤衡す²⁴」と定められ、逆にこれは売買直前に水などで体重を大きくするなど、重量に基づき売買されていた当時の商業慣行を悪用した商人が多かったことを物語っている。しかし、牛肉の主な輸出先が日本になっていく中、取引慣行の改善・改革が行われていった。その一つが牛の集散地であった済南において商埠局が設置した磅牛場であった。牛の重量を衡平に測定し、仲介などの繁雑な手続きを省略しようとした点で、現在の我々から見れば合理的なものであろう。その結果、取引慣行は次のようになったとされる。

農家—経紀（牛販子）—仲買人—磅牛場—（買弁）畜産取引店

農家—経紀・仲買人—磅牛場—畜産取引店

農家（畜牛飼養者）—仲買人—（買弁）—磅牛場—畜産取引店²⁵

この設立は、客観的に見れば、官設の制度によって公平性が保たれるはずという意識の表れである。しかし、すでに買弁が牛の重量を測定して取引を円滑にしており、買弁などを介して成立していた慣行から見れば、無用の長物でしかなかったとも言える。現に抜け駆けが起き、それを防ぐ措

置も執られたようである。たとえば「既に十数年来雇用せる買弁に対しても時に支那人は生牛取引人と結託する等の行為多きため之が監督は嚴重に行²⁶」ったとあるように、結託などの行為があったことが示唆されている。その後、中国側は何か理由をつけては税・手数料を徴収し



写真2 南京で肉を扱っていた和記洋行事務棟撮影時、修復され利活用されるのを待っていた。右上は長江。2015年12月筆者撮影。

ており、それらは産業育成などの政策的意図からではなく収入確保からであった²⁷。このように、商人と政府の間の信頼関係の有無こそ、同じ制度を導入してもその受け止め方が異なっていた一因と言える。

青島港でも制度改革が行われていた。青島の輸出状況をまとめた当時の記事は、青島にある「機関」として獣疫調査所、屠獣場、冷蔵庫、輸出同業組合、取引会社、畜産公司を挙げている²⁸。そのうち、屠獣場と冷蔵庫はドイツ統治の置き土産であった。それまでは南京（写真2）・芝罘・天津などを経由して輸出は行われていたが²⁹、屠獣場はドイツの鉄道政策と相俟って、「山東ニ於ケル輸出口ハ交通及屠殺場等ノ関係ヨリ青島ヲ以テ最モ便利ノ地ト³⁰」みなされる要因になった。ドイツ撤退後は日本に継承され、最終的に日中合弁の組織に改編されたのである。獣疫調査所は牛疫などの対策のための機関、輸出同業組合・取引会社は日本側が取引改善のために作った組織、畜産公司是取引相手の中国人側による組織である。本稿は、そのうち最後の3つに焦点を当てその設立経緯から日本人と中国人の品質観・経済秩序観について議論したい。

青島から輸出された牛肉は、当初ロシアやフィリピンなどに向けたものであり、冷蔵が難しかった時代においては劣等と低い評価しか与えられなかった。しかし、日本軍の青島占領を契機に日本向け輸出が拡大し、最終的に日本市場が独占する結果となった。そこで、それまでのロシア・アメ

リカ商人にくわえ、日本人商人が大挙して青島で商売を始めることになったのである。

しかし、こうして来青した日本人商人の素行がよくなかったことは、以下の記述から読み取れる。

「牛肉商人ト云ヘバ過半ガ…（中略）…素質不良ナ点ニ於テハ他ニ是ニ過ル者ハ無イ。牛肉商組合ハ常ニ紛擾ガ断ヘナイ³¹」

それは印象面だけではなく、取引面にも及んだ。それを示す史料を2つ引用しよう。

「同業者ノ支那商ニ対スル負債ハ（七月十五日現在調査）現在組合員ノ分約三十萬元、前組合員（倒産者又ハ内地逃亡者）ノ分約五十萬元合計約八十萬元ニ達シ居ル有様ニテ…（中略）…同組合ノ支那商ニ対スル信用全ク地ニ墜ツヘク從テ支那商側ニ於テハ支払ニ対スル危険ノ負担ヲ生牛ノ原価ニ転嫁セシムルヲ以テ生牛ノ仕入価格ヲ騰貴セシムコト、ナリ結局不正業者ノミノ跋扈シ真面目ナル営業者ハ遂ニ立行カサルコト、相成ル³²…」

「延取引時代ニ於テハ組合員ノ信用状態ノ相違ニ依リ肉価ニ差等アリ從テ肉質ノ良否ニ依リテ価格ノ差等ヲ生スルニ非スシテ買入者ノ信用ヲ主トシテ価格ヲ決定シ居タル観アリ³³」

これらの指摘は興味深い。前者によれば、当時、牛肉は信用取引で売買されていたため、日本人が売掛金を払わずに逃亡したり、契約を反故にしたりするなどのトラブルが頻発した。つまり、売手である中国人のほうがかつて困っていたのである。そのようなトラブルを反映して、牛肉自体の質ではなく牛肉を買い入れる「買入者」の信用が取引価格の差異につながったとの指摘である。そして、中国商側が日本人の誰が信用できて誰ができないのか、判然と区別できないことから、日本人全般の信頼が損なわれ、真面

目な業者が駆逐され不正業者が「跋扈」する逆選択的な現象（別の箇所では「グレシウム」ノ法則³⁴）とも呼んでいる）が見られたことが窺える。

先に、それまでの牛肉をめぐる慣行が、買弁などが仲介することによって支えられていた個人間信用の連鎖によって維持されていた可能性を指摘した。そのため、当初の輸出商であった欧米商、ロシア商も買弁を用いて牛肉の買入・輸出を試みていた。そうすることにより、個人間信用の連鎖という中国的流通機構を利用していたと言える。そのような信頼の連鎖を通じ中国国内の取引が秩序化されているため、「此ノ取引ハ現金ヲ以テスルハ例外ニシテ殆ント総テカ代金後払ノ習慣³⁵」で、大きな問題は生じなかったと言われる。その秩序に付け込んだのが主として日本人悪徳商人であった。少なくとも青島港周辺では、第一次大戦後に日本向け輸出が拡大すると、このような流通経路を変革しようとする動きがあった。買弁を介さない新たな流通経路が模索されたのである。買弁制度は取引上仲介料をとるなどの非効率な面があるため、買入価格が高くなる弊害が知られていたが、それから逃れることは、不正業者が区別できないという別の問題に直面することになった。中国人商にとっては新参者の（しかも信用情報が蓄積されていない）日本人牛肉商の信用のほうが、牛、そして牛肉の品質よりも取引上重要な情報とみなされたのである。買弁を使うにせよ、使わない新たな取引慣行を構築するにせよ、それぞれ異なった課題に直面せざるを得なかったことは確かである。

コクランが指摘した通り、日本商社も買弁を使わずに直接取引、内部化を試みたことは知られている。そこでは、外国の言語や事情に精通した職員を現地教育によって育成する戦略を採用し、それを通じ中国人の生産から流通までを内部化、少なくとも準内部化しようとしてきた³⁶。その意味で、日本人の在中国取引は、中国人の重層的な仲介を通じた流通、柏の言葉を借りれば「包」的律動³⁷を利用するのではなく、それに対抗して新たな取引組織を構築することにあつたとみることもできる。この中国的な「包」的律動の対極に日本の商取引慣行が位置していたと言えるかもしれ

ない。上記の史料に登場する零細日本人牛肉輸出商は商社のような組織化ができず、かといって買弁も利用しないため、買弁の功を失い、買弁を利用しない罪を引き受けざるを得なかった。以下はその一端を示した史料である。

「当時在青日本生牛輸出商が済南に於て生牛を取引せる方法は、外国洋行に比較して其設備の点に於て劣り、且又支那習慣を知悉せる買弁等を使用せず直接経記又は牛販子より買取せる為め、一面経費等の点に於て洋行と比較して極めて経済的なるが如きも、買取に従事せる店員等は彼等支那商人の複雑なる商習慣及特に生牛取引に行はる、種々なる悪手段を知らざりしため、初期に於ける是等日本商人は殆ど失敗するに至れり³⁸。」

日本側が次第に中国の慣習に慣れていくことによって、この問題は解消していったようであるが、中国側の取引慣行が日本のそれとは異なっていたことは確かであろう。それに対し、青島総領事の解決策は、不心得の零細業者を糾合させ、従来の対人的信用を対企業的信用、もしくは対制度的信用へと昇華させようとした点にある。ここに日本の政策当局らしい発想が結実しているとともに、現地の当事者との間に新たな齟齬を来たす原因にもなっていく。

そのように課題とみなされた取引秩序を、総領事たちはいかに変革しようとしたのであろうか。彼らがまず提起した「根本策」は、「青島輸出牛取引株式会社」を設立するというものであった。その会社の当初の規模は「払込資本金參拾萬圓ノ株式会社ヲ創立シ畜牛売買ノ仲間機関ヲ作り直接ノ売買ヲ禁止スルコト³⁹」を謳い、輸出業者には生牛生肉1頭につき金6円を資本金として積立て、会社設立の暁には銀1円50銭を手数料として徴収するなどの手続きも決められていた。その後、翌年の1926年4月には資本金銀15万円で設立されている⁴⁰。そして、「組合員は其の所有に係る青島輸出牛取引会社の株式全部を組合に供託し連帯無限の責任を負ふ⁴¹」

とあり、輸出商の組合と青島輸出牛取引会社との間に一蓮托生の関係を築くことにより、輸出商が青島における取引改善にコミットさせる仕組みであったことが窺える。

当然ながら、その「根本策」には賛否両論巻き起こった。外交史料によれば、現地中国商の組合である「支那畜産同業公会」はこの案に賛意を示した⁴²。この「根本策」が日本人商が中国人商に対する売掛金を払わないなどの課題に対するものであることを考えると、当然の反応であったと言える。それに対し、日本人では神戸の輸入牛肉商たちが反対したのである。その反対論は次のとおりである。

「同組員ノ資力欠乏ノ結果ハ延テ支那商人ノ奥地買出ニ渋滞ヲ来シ注文数ニ不足ヲ生シ為ニ競争的買取行ハレ品質ノ如何ニ拘ハラズ原価ノ糶上ケテ内地輸入先ニ対スル買売値段ノ向上トナリ⁴³…」

この「陳述書」は、「堀内領事ノ執リシ方針ハ需要者タル日本民衆ノ利益ヲ顧ミス却テ支那商人ヲ擁護スル」方針であり、「青島領事ノ行為ハ少数者ノ利益ヲ擁護シテ日本大衆ヲ忘却シ」た行為と結論付けている⁴⁴。これも、先述の課題への対応であることを鑑みれば、当然の帰結であろう。ただし、何故にここまで総領事側が問題視したのかこそ、重要であろう。総領事側は「善良ニシテ堅実ナル一般邦商ノ權威ヲ傷ケ⁴⁵」たとあるように、「一般邦商」をまとめてその信用を問題にしている。現に日本人商と中国人商が行動様式を異にしていると考えれば、それをグループ化しその全体の権威・信用を問題にすることは、領事館にとって自然なことであったのかもしれない。いずれにせよ、この日本人商全体の「声価」を問題視する傾向が、この場面でもみられ、結果として青島港の取引を秩序化させる集団的取組みが必要だという論理も登場してくる。

しかし、この考え方は次第に総領事による介入を拡大させていく結果をまねき、最終的に「営業の自由」と抵触する範囲も広がっていく。現に決

済の円滑化・トラブル阻止を目的とした「青島牛取引株式会社」では、問題のすべてを解決することはできなかった。そのため、それをさらに進めようとしたのが「統一独占策」と呼ばれたものである。それまでは、先述の通り、その会社を通じて取引決済の仲介を統一するのみであった。1926年段階でそれを説明した史料を引用しておこう。

「単ニ取引人タル株主即チ組合員カ任意随所ニ成立セシメタル輸出生牛生肉売買代金ノ受取ニ介在シテ、代金ノ支払ニ任シ或ハ特定担保物件ヲ收受シ、又ハ同業組合ノ保障ノ下ニ株主ノ出資額ヲ限度トスル輸出資金ノ供給若クハ代金ノ支払ヲ担保スルニ止マリ⁴⁶…」

この最後に「止マリ」とあるのは、「青島牛取引株式会社」のような仲介機能・保証機能では不十分であるとの評価が表れている。それでは総領事側は取引秩序がどうあるべきか、次の引用を見ておこう。

「輸出業者ノ多クハ相当ノ未回収売掛代金ヲ有シ居レルヲ以テ彼等カ今直チニ輸入業者ニ対シ現金取引ヲ強フルニ於テハ従来ノ売掛代金ハ回収不能ニ陥ルノミナラス忽チ取引ヲ断絶セラレ⁴⁷…」

「右ノ具体的方法トシテハ此際青島当業者個々ノ営業ヲ単一化スルコトヲ最善ト認ムルニ依リ現在ノ組合員ヲ以テ別ニ機関ヲ設ケ（法人トスルニ及ハサルヘシ）右機関カ生牛生肉ノ買付、梱包、輸送販売等一切ノ輸出業務ヲ継承執行スルコトトシ⁴⁸…」

前者で興味深いのは、先述の取引秩序においては、中国牛商と日本人輸出業者の間では一般に現金取引である一方、その在青島日本人商と在日本輸入商の間では信用取引がおこなわれていることの矛盾である。その克服のために、個々の商人を統一して「単一化」すべきだとの考えが生まれてくる。すなわち、「青島牛取引株式会社」で解決し得ない課題を解決しよ

うとしたのである。その課題として品質の問題が挙げられている。

「本組合（青島輸出組合：引用者）ノ買付ハ品質ノ等級ヲ特、一、二、三等ノ四種ニ區別シ本組合及畜産公会ヨリ各何名宛ノ品質鑑定委員ヲ設ケ⁴⁹…」
「現在品質等級ニ関シテハ一定ノ標準規画^マナク只輸出業者カ適宜上肉ト称シ中肉ヲ定ムルモノナルヲ以テ甲ノ店ノ中肉ハ乙ノ店ノ上肉ニ相当シ…（中略）…一定スル所ナシ従而上肉ノ注文ニ対シ中肉ヲ出荷シ後日代金決済ニ際シ値引ヲナサレ⁵⁰…」

このように、品質が当事者ごとに、もしくは個別の関係ごとに異なったことを問題視している。かつては、商人の信用によって牛肉の価格が決まっていた問題は緩和されているが、今度は商人たちが売買する牛肉の質による価格の違いが課題とみなされている。当事者からみても、「現在青島牛ノ価格ハ時ト人ニ依リ安定セス⁵¹」と考えられていた。時とともに価格が変動することは自然なことであるが、「人ニ依」って価格が違う、変化するというのは、以上のような課題と親和性であろう。その結果、登場してきたのが「統一独占策」であった。

この施策は食料政策的見地、衛生的見地、関係業者の特異性の3つの根拠から正当化されており、そのうち衛生的見地については、

「不完全ナル設備ノ下ニ衛生思想ヲ解セサル苦力ヲ使用シテ梱包作業ヲ為シツツアルノ現状ナルヲ以テ密殺牛肉ノ混入取テ困難ニアラス従テ検査ノ徹底ヲ欠ク憾アルコト何人モ首肯スル所ニシテ…（中略）…之レ等各各自ノ梱包場ヲ統一シ完全ナル設備ヲ有スル一定ノ場所ニ於テ作業セシムル必要最痛切ナルモノナリ⁵²」

と述べている。このように衛生思想を理解しない当事者が混在していると、青島牛肉全体の信用を傷つけかねない点を問題視している。ほかに

も、買付競争防止による仕入原価の低減、営業費の低減、代金取立の改善、内地商人の濫売を防止し価格の統一を図ること、品質の統一を期し取引を簡便化することなどを謳い、組合にするか企業にするかについて議論があるにせよ、取引の単一化を図るべきだとの意見が主張されている⁵³。

ほかに、輸出系統の統一については、輸出の増大、輸出牛質の統一、輸出業者を救済し得ること、牛肉運送船問題の解決をみることなどがメリットとして挙げられてきた。それに対し、弊害としては営業自由の原則に反すること、独占になることが挙げられ、それぞれ得失があることも付け加えている⁵⁴。領事館内部からも、この計画は「名前ハ何ンデアロウトモ一種ノ独占権ノ確立⁵⁵」だとの批判も挙がっていた。

その結果、この案は「本省ニ反対運動ヲ試ムルニ至リタル為メ実現ノ運ビニ至ラ⁵⁶」なかったのであるが、総領事側の統一案の中に彼らの思い描く理想的な取引秩序が示唆されている。

その後、青島輸出牛取引会社のみが取引秩序を維持するために運用されていたが、日本の不況、銀価高騰（逆に日本から見れば円安）によって、青島牛肉を取り巻く環境は厳しさを増し、1932年8月にはこの会社も解散することになった。その一因として、この青島牛の取引秩序を悪用しようとする中国人の試みがあった。そこに、総領事と当初はそれに賛同していた中国牛商側との利害の対立が見られる。次の引用には、「小票制度」という日本人側には不利な制度ができたことを述べている。

「右会社（青島牛取引株式会社：引用者）ノ出現ニ依リ極メテ有利ナル地位ニ置カルコトナリタル中国牛商ハ右取引制度ヲ逆用シ兩三年来所謂小票制度…（中略）…ヲ設ケ自己ノ営業ヲ権利化シ只管利益ノ追求ニ専念スルニ至リ此ノ間一般中国人中本業ノ有利ナルニ着目シ営業許可出願者続出シ会社設立当時三十名内外ノ中国牛商ハ一昨年頃ヨリ八十名ニ至リタル等会社設立当時予期セサリシ事態発生スルニアリ⁵⁷…」

「昭和二年以降邦人輸出組合員ノ生肉輸送船々腹割当制度以来每航輸送船

生肉積載可能数量ハ支那側商人ニ於テハ前以テ之ヲ予知シ居ル關係上…
 (中略) …若次航カ日光丸(1000頭が積載可能：引用者)トスル時ハ八百
 頭位迄ノ小票ヲ発行ス而シテ小票ハ支那人畜産公會員五十四名ニ対シ夫々
 各人ノ權利ニ依リ甲ハ九乙ハ五丙ハ七丁ハ四ト云フカ如ク持株ヲ定メラレ
 其小票数以上ニ牛ヲ売ラント欲スル時ハ新小票ヲ組合ヨリ一枚ニ付銀三十
 圓ニテ買取り之ヲ牛価ニカケテ邦人輸出商ト売買スルモノニシテ⁵⁸…」

前者によれば、青島にいる中国人牛商は先の取引制度を悪用して小票制
 度を設立したという。後者によれば、この制度は、中国の牛商組織である
 牛商公会において従来の取引頭数の一定割合で牛商と牛肉組員との売買
 頭数を限定し、それを超えて取引しようとする場合には1頭につき30元
 を公会に支払い小票を購入しなければならない仕組みであった。もちろ
 ん、青島で自由な取引が可能であれば抜け駆けもできるため、総領事側が
 打ち出した取引会社による秩序化が裏目に出た結果と言える。逆に、牛商
 側がももとの「小票」の数を限定することにより、買付を行う日本人の
 争奪戦を激化させその値段を釣り上げやすい環境を醸成した点で⁵⁹、狡猾
 な手法でもあった。

この小票制度は何を示唆しているであろうか。長期的に見ると、山東牛
 の競争条件をむしろ悪化させかねない制度であった。現に日本人側では、
 「取引ノ円滑ヲ欠キ牛価ヲ昂騰セシムル悪制度⁶⁰」として撤廃すべきとの
 意見が多かったのである。現に図1でみたように1920年代後半から山東
 牛の輸出量増加は鈍り始めており、それを埋めあわせるように中国の他地
 域(「満洲」など)やオーストラリアからの牛肉が増加しはじめていた。
 それにもかかわらず、中国人牛商がこのような愚挙に出たかと言えば、有
 利な立場を利用して短期的な利得を獲得したと考えるよりほかない。先の
 引用でも「只管利益ノ追求ニ専念」していたと評価されている一方、「支
 那博勞ハ互ニ結託シテ高価ナル協定価格ニ依リ売付ケツ、アリ⁶¹」とある
 ように、中国人牛商は結託することによって利益を挙げていたのである。

しかし、結果的に山東牛の輸出を阻害する要因になりかねなかった。

総領事側は、近視眼的な利益の追求と長期的な市場拡大とは相容れないものと考え、取引制度の改善を行おうとした。総領事にとって、青島から輸出される牛肉は、日本国内の食糧事情を改善するために不可欠であり、その意味で長期的に同産業を育成することを是としていたと言えよう。それに対して、中国人側は、それによって獲得した有利な地位を悪用して短期的な収益を得ようとし、その収益に群がるように、多くの牛商が参入してくるといふ弊害をもたらしていた。「小票制度」からは、取引会社をめぐる見解の相違が読み取れる。

この摩擦をさらに敷衍すると、経済観の根本的な違いが見て取れるのではないか。総領事側は青島を結節点とする青島牛の取引秩序全体を見て、それを長期的に改善するという視点に立脚している。長期的視点というのは日本国内でも見られた政策的視点であるが⁶²、それを中国社会に当てはめようとした場合、無理をも伴ったのである。中国人側に、青島牛の取引を長期的に発展させようとするという意識は、あったとしても弱く、むしろ日本人側が作り出そうとしていた秩序を逆手に取り、短期的収益を獲得しようとするのが実情であった。もちろん、日本人側にも見解に濃淡があり、エリートの立場に立つ総領事側が、牛肉輸出の長期的な拡大に積極的にコミットしようとした半面、神戸などの牛肉商が当初反対したのも、青島が数ある牛肉の供給元の1つでしかなかったという意識からであろうし、青島の牛肉輸出商も、先述した素性から、中国人と同様に短期的な収益獲得に向かう傾向が強かったのである。そう考えれば、日本人か中国人かという国籍による二分法より、総領事対内地の牛肉商・中国人・青島現地の零細牛肉商という二分法のほうが適切とも言える。その結果、青島牛取引株式会社に見られたように、長期的成長を是とする総領事側は、一種のパターナリズム的な措置によって、近視眼的な中国人や青島の日本人商人に改革を押し付ける面もあったのである。

同じことは、軍閥や地方政府、ロシア商社が1920年代に拡大しつつ

あった日本向け牛肉輸出にさまざまな形で群がってきたことにも当てはまる。たとえば1926年には、「(張宗昌・李景林軍閥政府は：引用者) 山東牛輸出ヲ青島ニ輸出シ以テ輸出牛ニ対スル諸税金賦課ニ依ル軍事捻出ノ方策ヲ採リタル結果青島輸出牛ニ対スル諸経費ハ著シク多額⁶³」となったと述べている。当時の軍閥が軍事費捻出のために青島牛肉に多額の課税を行っていた。当初、「護照」という名目で2元が徴収されていたが、その後、1922年2元50仙、1923年3元、1924年4元となり、最終的に10元5角まで高騰していたという⁶⁴。このような増徴は、日本人側にとって「無暴ノ措置⁶⁵」と映ったのである。ほかに生牛1頭に対し、検疫など必要な賦課金もあったが、最終的に31元5仙もの賦課金が徴収されていた⁶⁶。

当時戦時下にあった軍閥にとっては直近の戦争に勝利する目的が優先されるという近視眼的対応に終始し、輸出産業の長期的な育成を軽視したとしても不自然なことではない。しかし、1928年3月に張督軍の敗退によってそのような賦課金は廃止されたかと言えばそうならなかった。1929年3月の調査でも、市場税、護照料、貨捐税、労兵費などが相変わらず課されていた。しかも、省政府とロシア出身の滋美洋行とが結託し、主に日本向けが主であった青島への牛の搬出に、旧来の「護照」にくわえ洋行の受け取る利鞘まで負担させられたとの記述もある。

「奥地市場ヨリ済南市場ヘノ輸出牛買出ノ護照一枚十五元、同印花税五十仙ノ割ニテ省政府ヨリ之カ買占メノ認可ヲ受ケ滋美洋行自ラ之カ回収ノ責ニ任シ更ニ自行ノ利鞘五元ヲ加ヘテ護照一枚二十元五十仙ヲ以テ奥地市場ヨリノ畜牛買出シヲ業トスル所謂牛販子ニ発給スルニ至リシ⁶⁷……」

これは、いわば徴税請負に近い仕組みとみることもできる⁶⁸。このような税・賦課金は、当然ながら、牛肉の取引を阻害し、単価を引き上げ、輸出を妨げる要因になりうる。徴税請負も請負（「包」）の連鎖によって秩序化されている当時の中国経済の特質であり、さらに長期的な経済・産業の

成長よりもその場その場の利益を追求する短期主義の表れでもある。現に1920年代前半まで拡大してきた日本向け牛肉輸出は、前掲図1にみるように、停滞・減少に転じており、軍閥が敗退した1928年以降、減少幅はむしろ拡大している。前掲図2によれば、青島から輸出された牛肉の単価も他地域産に比べ上昇している。品質の向上によって価格が上昇したと考えれば悪いこととは言えないものの、現実起きていた輸出量停滞・減少と考えあわせると、中国当局が収入確保に奔走し制度の欠陥に群がる商人たちがこぞって単価を引き上げ、輸出を阻害したとみるほうが妥当かもしれない。中国側が短期的に収益を確保しようとしたことが、長期的に輸出の停滞をまねき、収入も停滞・減少させる悪循環に陥ったと言える。

このような現象の背景にある考え方を推測してみると、やはり中国当局の近視眼的なありようが浮かび上がる。牛肉輸出を長期的に育成し、それで拡大した輸出牛肉に税や賦課金を課していくほうが、収益を長期的に確保することにつながるが、一時的な収入確保にははるあまり、結果としていわば低成長均衡に収束してしまったとすることができる。すなわち、一部の輸出商や在青島総領事が当該輸出の長期的成長に関心を示していた一方で、牛肉輸出に関心を持たない現地政府や中国人、および日本人牛肉商にとって、むしろ近視眼的に利益を追求することに関心を示し、長期的成長とは相容れない状況を創り出したのである。しかし、それらは結果として対立することになったし、短期的志向を持つ当事者にとっては、長期的成長を目ざそうとする制度・政策を逆手にとって私腹を肥やす動機にもなったのである⁶⁹。

中国側が牛肉生産・輸出の長期的成長をあまり顧みなかった理由として、牛肉が主に日本人や外国人が消費するものであったことも挙げられるかもしれない。当時の中国人は主に豚肉を消費し、回教徒など一部の例外を除き牛肉をあまり消費していなかった⁷⁰。その点も、牛肉の生産・輸出拡大に長期的にコミットし得ない要因となったかもしれない。もちろん、輸出の拡大が中国経済全般を成長させることは論を俟たないが、中国人全

体の紐帯が意識されない状況下では、中国人が消費しない牛肉の長期的な生産拡大や品質向上に関心を示せなかったことも考えられる。むしろ、外国人が求めている輸出品に対し、税や賦課金を課して分け前を分捕ることに終始したと言えるかもしれない。ここには、日本では近世の藩に既に生まれていた「国産」育成の考え方⁷¹や、欧州の重商主義的発想自体が、中国の、少なくとも現地の当局や商人の間に見られなかった、もしくは弱かったと言えるかもしれない。

4. その後、および他地域との比較を視野に入れて

先述した小票制度が相俟って、結果として「青島輸出牛取引株式会社」は廃止されることになった。それ以後も、以下の記述からは、組合間の協定という形で取引を秩序化しようとしていた。

「其後生牛組合ニテハ畜産公会ト協定ヲ結ビ組合員ハ公会員以外ヨリ買付ヲ為ササルコト並ニ買付値段ハ両者ノ協定ニヨリ一定率ヲ保持スルコトトシ今日ニ及ビ居レリ⁷²」

確かに取引を一会社に集約する形での品質の改善、取引の秩序化はなくなったものの、組合間の長期的協定を通じ取引を秩序化するという観念は戦時統制まで続いたことが窺える。しかし、同時期は、輸出量が減少し逆に参入者が少なくなっていた青島牛肉にとって「冬の時代」に当たり、1920年代とは対照的な状況にあった。

そして、青島総領事が主導した取引秩序は、一部に限界も抱えていたことも記しておこう。以下は戦時下の輸出統制会社に対する当時の獣疫調査所長のコメントである。もちろん、時期は異なるものの、これまでの青島を舞台とした取引秩序の限界が垣間見えるため、ここに引用したい。

「支那側も^{ママ}中介業者ノミナラズ飼育当事者タル一般農民ニ迄均霑セシムル方法ノ考案肝要ニシテ此点成功スレハ生産ハ優良トナリ安価ニシテ衛生上完全ナル牛肉ヲ得テ日本ノ食料政策ニ貢献シ得ル⁷³…」

青島の畜産公会といえども青島にいる中国商人であり、彼らですら奥地の農家と青島とを結ぶ一連の仲介者の一部にすぎない。よって、青島市内の中国商人と輸出業者とをつなぐさまざまな仕組みづくりも、直接牛を育てている農家まで含み得ていない。こうした視点の欠落は、日本人が牛肉取引の最後の部分に加入できても、それだけでは捉えきれない仲介ネットワークが大陸深くまで広がっていたことを意味する。日本国内であれば畜産組合から流通・販売・輸出まで統制することが可能であったが、中国ではそれは難しく、このコメントも日中戦争下の軍事占領に裏打ちされて初めて成り立つものであった。これは他の産品でも同じであり、その点、日本人の考えるような秩序化が中国の内陸では十全に機能しないという問題があった。すなわち、総領事が青島港の取引秩序を改善することはできても、内陸深く広がる肥育農家まで秩序化することは困難を極めたのである。より敷衍して言えば、港から輸出される牛肉の検査成績や品質情報が奥地の生産者にフィードバックされるルートは伸びきっており⁷⁴、その意味で品質改善や生産改善による長期的な成長を実現することは困難を伴ったとも言える。現に品種改良は進んでおらず⁷⁵、日本の牛が、無秩序と評されながらも、体格や肉付き・肉質などを改良するため、欧米種と交配が繰り返され現在「和牛」と呼ばれるものが生まれたのと同対照的である。日本では産牛馬組合、畜産組合を含めた生産の改善が行われていた。たとえば滋賀県では、近江牛の品質改善に取り組むなど、畜産組合を通じた品種改良、品質改善が行われていた⁷⁶。

中国で青島と対照的であったのは、関東州における牛肉生産・輸出の状況であろう。前掲図1によれば、関東州の生産・輸出は青島ほど大きくはなかったが、徐々に拡大している。関東州では日本の法・制度を移植して

屠畜場や畜産組合・農会、冷蔵庫などを整備し、品種改良などにも取り組もうとしていた⁷⁷。その理由は、日本人が支配する当時の関東庁が生産から輸出まで管理しようとしていたためであり、そのような試みが結局うまくいったか否かは今後の課題であるが、少なくとも取り組むことはできたであろう。それに対し、青島の場合、輸出港である青島のみ管理にとどまり、そこが、在青島総領事のためざす長期的成長という目標に、中国奥地の顔が見えない当事者を取り込むことの困難さにつながったと考えられよう。

むすびにかえて

かつて拙稿で磁器の伝統的産地である有田と景德鎮を事例に、「場としての産地」と「結節点としての産地」という単純な二分法を提起したことがあるが⁷⁸、牛肉についても日本と中国の取引制度の差異を説明するのに適した二分法ではなかろうか。より正確に言えば、「場の声価」と「結節点の声価」とでも言うべきかもしれない。

日本では神戸牛のように結節点としての神戸港に由来したブランドもあるにはあるが、松阪牛、近江牛、飛騨牛のように飼養地名を冠するブランド牛が数多く存在する。そこに、先述の通り、畜産組合などを通じ産地内生産者の組織化が行われ、組合を通じた品質の管理・改善に向かおうとしていた。それに対し、当然ながら青島は牛の産地ではない。それにもかかわらず、青島牛と呼ばれたのは、輸出港に由来する名称・ブランドであり、その信用は、青島港にある屠畜場、輸出牛取引株式会社などの施設・組織の能力や信用に由来していた。すなわち、牛が各地から運ばれ輸出されていくという「結節点」としての能力・信用に由来していたと言える。先述したように、それはドイツ、日本、その後は中国当局によって青島に輸出先を限定しようとする試みに由来している。しかしながら、そこでは、牛が飼養される奥地の事情・信用はそれほど重視されていない。むしろ、それは商人ネットワークの連鎖に支えられ、日本のような「場」と

しての紐帯、「場」の信用・声価という意識ともに希薄であった。おそらく仲介・請負（「包」）の連鎖の中で、結節点と生産の場との間の距離が伸びきっており、その間の紐帯を形成するのは至難のことであった。日本の場合、その結節点と生産の場の心理的距離が近く、市場情報などのフィードバックも可能であった。それは欧州種との交配による品種改良や産地のブランド化が進んでいく契機になったのではないか。青島牛、山東牛の場合、いわば歴史的に形成された偶然性（東アジア的「農耕＝畜産複合システム」の共通性）に由来して日本市場を獲得したが、逆に需要にあわせて人為的に品質を改良したり、品種改良を行ったりする仕組みが欠如していたのである。それはひとえに食肉産業の成長に長期的にコミットする経済主体の多寡に起因していたとも結論付けられよう。

注

- 1 野間万理子「帝国圏における牛肉供給体制—役肉兼用の制約下での食肉資源開発」、野田公夫編『農林資源開発史論2』京都大学学術出版会、2013年所収。野間万理子「帝国日本における青島牛・朝鮮牛の受容」、『農業史研究』第49号、2015年所収。
- 2 庄維民「占領期における日系商業資本」、本庄比佐子編『日本の青島占領と山東の社会経済1914-22年』東洋文庫、2006年所収；森紀子「山東開発と土産交易の変貌」、森時彦編『20世紀中国の社会システム』京都大学人文科学研究所、2009年所収；欒玉璽『青島の都市形成史1897-1945—市場経済の形成と展開』思文閣出版、2009年；ダウワー、ヴォルフガング（天津留厚監訳、森宜人・柳沢のどか訳）『植民都市・青島1914-1931 日・独・中政治経済の結節点』昭和堂、2007年、125～127頁。
- 3 浅田進史『ドイツ統治下の青島—経済的自由主義と植民地社会秩序』東京大学出版会、2011年；河端正規「青島守備軍支配下の食牛開発」、『立命館大学人文科学研究所紀要』No.82、2003年；河端正規「山東牛貿易の研究—青島守備軍の輸出政策とその権益」、立命館大学社会システム研究所編『社会システム研究』第16号、2008年所収。またこのテーマに関する文献目録として、河端正規「第二次世界大戦前の山東牛関係文献資料目録」、『立命館経

- 『済学』第56巻第1号、2007年が有益だったことは付け加えておこう。
- 4 この視点については、拙稿『日中比較産業史—取引慣行と制度に見る戦前期日本・中国経済の特質』春風社、2016年、序章、第8章など。
 - 5 「牛肉はどんなに種別しているか」、『読売新聞』1928年11月15日所収。
 - 6 全国肉用牛協会『日本肉用牛変遷史』同協会、1978年、168頁。
 - 7 南満洲鉄道株式会社天津事務所調査課『北支経済資料第六輯 山東の畜牛』同課、1936年、3頁。
 - 8 同上書、28～29頁。
 - 9 南満洲鉄道株式会社臨時経済調査委員会編『満蒙牛日本輸出に関する調査』同会、1930年、237頁。
 - 10 同上書、111、112、130～136頁。もともと酒糟を豚の飼料に使われ、その糞尿が農産物の肥料に使われ、最終的にその農産物で酒が醸造されるという小泉武夫の「固体発酵における小泉循環説」（小泉武夫『発酵食品礼賛』文春新書、1999年、196～205頁）と通底する。ただし、牛肉を輸出できた地域では、豚の代わりに牛が位置するところが異なる。
 - 11 吉河圓之助「青島牛肉共同輸入並ニ共同輸出ニ関スル陳述書」、『5. 組合改革並取締関係』分割2、外務省外交史料館蔵E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ部 第2巻」、アジア歴史資料センター（以下JACAR）Ref. B09041332500
 - 12 南満洲鉄道株式会社経済調査会『満洲牛肉輸出事業方策』同会、1935年、271～272頁。
 - 13 「歐洲に於ける畜牛飼育法（四）」、『日本畜牛雑誌』第77号、明治44年3月所収。
 - 14 朝鮮銀行調査室『時局ニ於ケル浦塩斯徳金融貿易並ニ一般概況』同室、1915年、55頁。
 - 15 青島守備軍民生部『青島屠獸場』同部、1919年、36頁。
 - 16 南満洲鉄道株式会社経済調査会、前掲書、302頁。
 - 17 青島日本総領事館「青島牛肉輸出改善ニ就テ」、『組合改善関係』分割2、外務省外交史料館蔵E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ部 第1巻」JACAR Ref. B09041331500
 - 18 南満洲鉄道株式会社臨時経済調査委員会編、前掲書、8頁。
 - 19 青島日本商工会議所『調査資料 山東之物産 第二編 山東の生牛』同会、

- 1929年、21頁。
- 20 同上書、12、15～16頁。
 - 21 青島守備軍司令部『山東省ニ於ケル農業ト家畜 第三編 畜牛』同部、1918年、37頁。
 - 22 伊藤舩『南満州鉄道株式会社調査課資料 青島ニ於ケル山東牛日本輸出ノ現況及将来』同調査課、1929年（ページ数記載なし、以下同じ）。
 - 23 青島軍政署編『山東之物産 第一編』青島新報社、1917年、48頁。
 - 24 青島日本商工会議所、前掲書、19頁。
 - 25 青島守備軍司令部、前掲書、35頁。
 - 26 青島日本商工会議所、前掲書、24頁。
 - 27 同上書、26～28、30～31頁。
 - 28 實吉吉郎「青島に於ける牛肉内地輸出状況（一）」、『畜牛』第283号、1928年5月所収；實吉吉郎「青島に於ける牛肉内地輸出状況（二）」、『畜牛』第284号、1928年6月所収。
 - 29 青島軍政署編、前掲書、49～50頁。
 - 30 同上書、50頁。
 - 31 「左右田生→外務省通商局長」1927年9月28日、『5. 組合改革並取締関係』分割1、外務省外交史料館蔵E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ部 第2巻」 JACAR Ref. B09041332400
 - 32 在青島総領事堀内謙介→幣原喜重郎外務大臣「青島生牛牛肉輸出同業組合改善ニ関シ稟請ノ件」1925年8月20日、『組合改善関係』分割1、外務省外交史料館蔵E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ巻 第1巻」 JACAR Ref. B09041331400
 - 33 「牛肉組合改革ノ件（青島）」1927年3月30日、『5. 組合改革並取締関係』分割1、外務省外交史料館蔵E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ部 第2巻」 JACAR Ref. B09041332400
 - 34 青島日本総領事館「青島牛肉輸出改善ニ就テ」、『組合改善関係』分割2、外務省外交史料館蔵E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ巻 第1巻」 JACAR Ref. B09041331500
 - 35 同上史料。
 - 36 Cochran, Sherman, *Encountering Chinese Networks: Western, Japanese and Chinese Corporations in China*, University of California Press, 2000, Chap-

ter 4.

- 37 柏祐賢『経済秩序個性論（Ⅱ） 中国経済の特質』（『柏祐賢著作集』第4巻）京都産業大学出版会、1986年、155～157頁。「包」とは請負のことであり、請負の連鎖で成り立っていたことを指摘している。最近、それを再評価した論考として、加藤弘之『曖昧な制度』としての中国型資本主義』NTT出版、2013年など参照。
- 38 青島日本商工会議所、前掲書、25頁。
- 39 前掲「青島生牛生肉輸出同業組合改善ニ関シ稟請ノ件」
- 40 江戸千太郎「生牛生肉取引清算会社創立ノ件」、『組合改善関係』分割2、外務省外交史料館蔵 E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ巻 第1巻」JACAR Ref. B09041331500
- 41 南満洲鉄道株式会社臨時経済調査委員会編、前掲書、252頁。
- 42 前掲「青島生牛生肉輸出同業組合改善ニ関シ稟請ノ件」
- 43 吉河圓之助「陳述書」1925年9月28日、『組合改善関係』分割1、外務省外交史料館蔵 E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ巻 第1巻」JACAR Ref. B09041331400
- 44 以上は、全国牛肉商大会「決議」1925年10月17日、『組合改善関係』分割2、外務省外交史料館蔵 E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ巻 第1巻」JACAR Ref. B09041331500
- 45 「青島輸出牛取引株式会社」1926年8月、『5. 組合改革並取締関係』分割1、外務省外交史料館蔵 E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ部 第2巻」JACAR Ref. B09041332400
- 46 同上史料。
- 47 「青島牛肉共同輸入並共同輸出ニ関スル件」1928年3月、『5. 組合改革並取締関係』分割1、外務省外交史料館蔵 E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ部 第2巻」JACAR Ref. B09041332400
- 48 「青島牛肉輸出ニ対スル白杵伊三郎ノ改善私案」1928年3月14日、『組合改革並取締関係』分割1、外務省外交史料館蔵 E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ部 第2巻」JACAR Ref. B09041332400
- 49 「青島肉共同輸出機関設立ノ要点」、『5. 組合改革並取締関係』分割2、外務省外交史料館蔵 E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ部 第2巻」JACAR Ref. B09041332500

- 50 松田定信「復命書」1930年6月、『6. 組合改革並取締関係』分割1、外務省外交史料館蔵 E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ部 第3巻」
JACAR Ref. B09041333600
- 51 吉河圓之助「青島牛肉共同輸入並ニ共同輸出ニ関スル陳述書」1929年7月、
『5. 組合改革並取締関係』分割2、外務省外交史料館蔵 E-4-3-2「畜産関係
雑件／食肉ノ部／中国ノ部 第2巻」 JACAR Ref. B09041332500
- 52 笠原次平「青島牛肉輸出取引改善ニ関スル意見書」1928年3月、『5. 組合改
革並取締関係』分割1、外務省外交史料館蔵 E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉
ノ部／中国ノ部 第2巻」 JACAR Ref. B09041332400
- 53 同上史料。
- 54 「青島牛肉輸出営業改善ニ関スル意見」1929年8月、『5. 組合改革並取締関
係』分割1、外務省外交史料館蔵 E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中
国ノ部 第2巻」 JACAR Ref. B09041332400；「青島牛輸出制度改善ニ関
スル件」1929年8月、『5. 組合改革並取締関係』分割2、外務省外交史料館
蔵 E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ部 第2巻」 JACAR Ref.
B09041332500
- 55 前掲「左右田生→外務省通商局長」
- 56 「青島牛肉輸出統制問題ノ経緯」、『青島牛肉輸出統制関係』外務省外交史料
館蔵 E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ部 第3巻」 JACAR Ref.
B09041334000
- 57 「青島輸出牛取引株式会社解散経緯」1932年8月27日、大蔵省財政史室編
『昭和財政史資料』第4号第104冊、JACAR Ref. A08072436800
- 58 松田定信「復命書」1930年6月、『6. 組合改革並取締関係』分割1、外務
省外交史料館蔵 E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ部 第3巻」
JACAR Ref. B09041333600
- 59 同上史料。
- 60 前掲「青島輸出牛取引株式会社解散経緯」
- 61 「青島牛肉輸入ニ関スル陳情書」1930年9月、『6. 組合改革並取締関係』分
割1、外務省外交史料館蔵 E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ部
第3巻」 JACAR Ref. B09041333600
- 62 拙著、前掲書、第8章参照。
- 63 伊藤、前掲書。

- 64 青島生牛生肉輸出同業組合組合長代理副組合長 井町小市「牛照局護照料増徴ニ関シ撤廃方御交渉嘆願ノ件」1925年9月16日、『牛照局総弁ト松村暁間ノ牛輸出契約』外務省外交史料館蔵 E-4-3-2「畜産関係雑件／食肉ノ部／中国ノ部 第1巻」 JACAR Ref. B09041331100
- 65 同上史料。
- 66 伊藤、前掲書。
- 67 同上書。
- 68 柏、前掲書、214～219頁。徴税請負も、柏が中国経済を貫いている原理として強調する「包」（請負）的律動の一例として挙げられている。すなわち「包税」である。
- 69 Olson, Mancur, "Dictatorship, Democracy, and Development", (in *The American Political Science Review*, Vol.87, No.3); Besley, Timothy and Maitreesh Ghatak, "Property Rights and Economic Development", (in Dani Rodrik and Mark Rosenzweig eds., *Handbook of Development Economics*, Vol.5, North-Holland, 2010), pp.4559-4583.
- 70 南満洲鉄道株式会社天津事務所調査課編、前掲書、24頁。
- 71 藤田貞一郎『国益思想の系譜と展開—徳川期から明治期への歩み』清文堂、1998年など。
- 72 前掲「青島牛肉輸出統制問題ノ経緯」
- 73 同上史料。
- 74 柏はこのように「包」（請負）の連鎖によって「循環の人的過程は長大化」と書いている（柏、前掲書、175頁）。
- 75 1915年段階の調査であるが、中国の牛はほとんど「内国種」であり、山東省に限っても、内国種242万頭、外国種112頭と圧倒的な差がある（吉田新七郎『支那ニ於ケル家畜ノ研究』第二篇、参謀本部、1927年、44～45頁）。その後も外国種が導入され、体格、肉付き、肉質などの改善が図られた記述はない。
- 76 和牛の品種改良については、農林省畜産局『畜産発達史』本編、同局、1966年、263～432頁。その地域的取組みについては、滋賀県内務部『滋賀県之畜牛』同部、1911年など参照。戦前期には産地のブランド化は現在ほど進んでいなかったが、その努力の萌芽を史料から見て取ることはできる。現在から考えれば、このように細分化された産地ブランドは、国内の消費者にア

ピールになるものの、海外に輸出を試みる際にはそのブランドが難しくしているという皮肉な結果もまねいている。

77 南満洲鉄道株式会社臨時経済調査委員会編、前掲書、46～80、137～204 頁。

78 拙稿、前掲書、第 2 章。